

第37期中央労働委員会労働者委員の公正任命を求める要請書

2022年 月

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿
厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

団体名

代表者

印

所在地

要請趣旨

中央労働委員会は、「労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務」（労働組合法第19条の二の②）とし、「不当労働行為事件の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限」（同第20条）を有する重要な独立行政委員会である。そして、労働者委員は、参与委員として、申し立て労働組合の思いや意見を労働委員会の審査に反映する重要な役割を担うとともに、公益委員の任命に対する同意権を持っている。

労働者委員の任命については、1949年のいわゆる「54号通牒」*において、「労働者委員の選考にあたっては、系統別の組合数及び組合員数に比例させること」と定められている。しかしながら、1989年の日本の労働戦線の再編を契機に、労働者委員は「連合独占」という極めて不公平・不公正が続いてきた。

2008年の第30期から、特定独立行政法人担当の労働者委員が連合以外から任命され、労働者委員が連合推薦の委員で独占されてきた事態は解消された。第34期からは一般民間企業担当として任命された。しかし、労働者委員の合計15名中1名しか連合以外の委員は依然として任命されていない。

全国的には、北海道、宮城、千葉、埼玉、東京、神奈川、長野、京都、大阪、和歌山、高知の11都道府県で連合以外の労働者委員が選出されている。また、労働審判員は、ナショナルセンター別の労働組合法適用の労働組合員数で比例配分されている（連合688人、全労連63人、全労協4人）。

第37期の任命では、一般企業担当の労働者委員を連合以外の推薦者から複数任命することを求めるものである。

※54号通牒「地方労働委員会の委員の任命手続きについて」
1949年7月29日に、各都道府県知事あて労働省労働次官から発出された通知。

要請事項

第37期の中央労働委員会の労働者委員の任命にあたっては、連合以外の推薦者を任命すること。具体的には、北口明代さん（生協労連・特別執行委員）と黒田兼一さん（日本私大教連・権利闘争対策部特別委員）を任命すること。